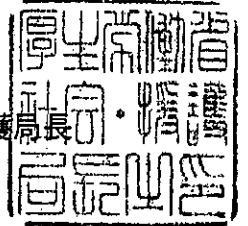


社援発0316第1号
平成29年3月16日

全国中小企業団体中央会会長 殿

厚生労働省社会・援護局長



生活保護法第29条に基づく調査に関する協力依頼について（依頼）

平素より生活保護行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

生活保護の適正な実施にあたっては、生活保護受給者や生活保護の申請を行っている方等の給料や報酬などの収入の状況等を把握することが不可欠となっております。

各地方自治体に置かれている福祉事務所においては、生活保護の開始や支給額の決定等のために必要があると認めるときは、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第29条に基づき、生活保護受給者等の雇主や銀行等に対して収入の状況等に関する報告を求めるとされており、これまでも雇主の方等からの御協力を得てきたところです。

しかし、この収入状況の照会に対し、一部の雇主の方から御回答を頂くことが難しい事例が生じており、正確な収入の把握が行えず、不正受給につながったり、保護費算定を誤ったりするなどの報告を複数の地方自治体から受けています。このため、地方分権改革に関する「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）（別紙参照）において、生活保護の決定に当たり行う法第29条に基づく報告の求めについて、より円滑な運用がなされるよう、経済団体等を通じるなどして、生活保護受給者等の雇主等に対しての協力要請を行うこととされました。

つきましては、貴団体におかれては、本趣旨を御理解いただき、福祉事務所からの法第29条に基づく収入状況等に関する報告の求めに御協力いただくよう、傘下の団体に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）（抄）

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(10) 生活保護法（昭25法144）

- (ii) 保護の決定等に当たり行う要保護者等の資産・収入等に関する銀行、要保護者等の雇主等に対する報告の求め（29条1項）については、より円滑な運用がなされるよう、経済団体、業界団体等を通じるなどして要保護者等の雇主等に対して協力要請を行うことを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。